

許可番号 08021046683

産業廃棄物処分業許可証

住 所 長崎県佐世保市有福町900番地1
名 称 株式会社山口商店
代表者の氏名 代表取締役 山口 義文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐世保市長 宮 島 大 典



許可の年月日 令和4年11月19日
許可の有効年月日 令和9年11月18日

1. 事業の範囲

(1)中間処理【破碎・切断】（移動式）

①廃プラスチック類（金属くずの付帯物に限る。）、②木くず、③金属くず（これらのうち自動車等破碎物を含み、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以上3種類

(2)中間処理【破碎】（固定式）

①廃プラスチック類（紙くず）、②木くず、③金属くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうち自動車等破碎物を含み、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以上7種類

(3)中間処理【破碎】（固定式）

①廃プラスチック類、②木くず、③金属くず（これらのうち自動車等破碎物を含み、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以上3種類

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1)中間処理施設【破碎・切断】

施設の種類	破碎・切断施設（移動式） コベルコ建機(株)製 SK210D-9（油圧ショベル） マルマテクニカ(株)製 ラバウンティシア MSD-2000
設置場所	佐世保市内排出現場（駐機場所：佐世保市有福町870番1）
設置年月日	令和4年10月1日
処理能力	①廃プラスチック類 3.82 t／日（8時間）、0.478 t／時間 ②木くず 1.11 t／日（8時間）、0.139 t／時間 ③金属くず 49.82 t／日（8時間）、6.228 t／時間

（裏面）

(2)中間処理施設【破碎】

施 設 の 種 類	破碎施設（固定式）
設 置 場 所	長崎県佐世保市有福町900番1
設 置 年 月 日	平成16年9月10日
処 理 能 力	①廃プラスチック類 1.00 t／日（8時間）、0.125 t／時間 ②紙くず 0.32 t／日（8時間）、0.04 t／時間 ③木くず 1.36 t／日（8時間）、0.17 t／時間 ④繊維くず 0.40 t／日（8時間）、0.05 t／時間 ⑤ゴムくず 3.28 t／日（8時間）、0.41 t／時間 ⑥金属くず 6.64 t／日（8時間）、0.83 t／時間 ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 6.60 t／日（8時間）、0.825 t／時間

(3)中間処理施設【破碎】

施 設 の 種 類	破碎施設（固定式） 近畿工業(株)製 HKS-10005
設 置 場 所	長崎県佐世保市有福町900番1
設 置 年 月 日	令和5年9月7日
処 理 能 力	①廃プラスチック類 4.80 t／日（8時間）、0.60 t／時間 ②木くず 1.71 t／日（8時間）、0.59 t／時間 ③金属くず 1.60 t／日（8時間）、0.92 t／時間

3. 許可の条件

移動式破碎機は、稼働場所において処理する産業廃棄物を排出する事業場内に限る。

4. 許可の変更又は廃止の状況

平成14年11月19日 新規許可

令和4年11月19日 更新許可

令和7年5月29日 変更届出（施設(3)の追加）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無し